

## サービス内容説明書

(3)－③ ≪ 通所介護 ≫

(2)－② ≪ 第1号通所事業(介護予防通所介護相当) ≫

### 1. 介護保険給付サービス

種類	内容
送迎	・リフト付き送迎車等での送迎を行います。
健康管理	・看護職員により健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
日常生活の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な支援を行います。
機能訓練	・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
入浴の介助	・利用者の身体状況に応じた入浴の介助を行い、自立促進の援助を行います。 ・寝たきり等で座位の保持が困難な方は特別浴槽での入浴も可能です。
食事の介助	・栄養士の立てる献立表により、利用者の栄養状態と身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできる限り離床して食堂で摂って頂けるように配慮します。 <食事時間> 昼食 12:00～13:00
排せつの介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、適切な交換を行います。
レクリエーション 行事	・事業所では、行事計画に沿ってレクリエーション又は行事を企画・実施します。

<p>相談及び援助</p>	<p>・事業所は、利用者及びその家族からの如何なる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>&lt;相談窓口&gt; ・生活相談員</p>
<p>栄養改善の 取り組み</p>	<p>・栄養改善の取り組みとして、低栄養状態にある利用者、または、そのおそれのある利用者に対して栄養に関する食事相談などの栄養管理を行い、栄養状態の改善を行なう。</p> <p>ア 栄養改善 イ 口腔・栄養スクリーニング</p>

## 2. 個別援助計画等の作成・変更

- (1) 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画・介護予防ケアプラン（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って通所介護・個別サービス（通所介護相当サービス）計画（以下「個別援助計画等」という。）を作成します。また、担当の介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「介護支援専門員等」という。）から個別援助計画等の提出の求めがあった場合はそれに応じます。
- (2) 事業所は、個別援助計画等の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者の家族等に説明し同意を得て、個別援助計画等を交付します。
- (3) 事業所は、利用者の要介護状態及び居宅要支援被保険者の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、個別援助計画等の目標を設定し、同計画に基づき各種サービスを提供します。
- (4) 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、前項を踏まえその変更が居宅サービス計画等の内容に沿ったものであるか、必要に応じて介護支援専門員等に相談し、個別援助計画等の変更などを行います。

## 3. 利用料その他の費用の額

- (1) 事業所が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬単位数×10円の告示上の額とします。
- (2) 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、サービスに係る費用基準額から事業所に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けます。
- (3) 事業所は(3)－③、(2)－②の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けます。
  - ① 食費
  - ② 理美容代
  - ③ その他個別に要した費用

- (4) 事業所は、(3)－③、(2)－②に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者、利用者の家族等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ます。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者、利用者の家族等に対し説明を行い、同意を得るものとします。
- (5) 利用者が施設に支払う利用料及び費用等の額は、重要事項説明書別添利用料金表に示す通りです。
- (6) 事業所は、費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容と費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

#### 4. キャンセル料

- (1) 事業所はやむを得ない事由がない限りキャンセル料を請求することが出来ます。料金については下記のとおりとします。

- ☆ 利用予定日の前日までに申し出があった場合。 無 料
- ☆ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合。 実費相当額